

募集型企画旅行取引条件説明書

1.本旅行条件書の意義

旅行業法第 12 条の 4 に基づきお客様に交付する取引条件説明書面として、旅行契約が成立した場合は同法第 12 条の 5 により交付する契約書面の一部として取り扱います。お申込みに際しては本旅行条件書を十分にご確認のうえ、本募集型企画旅行の内容につきご理解いただきますようお願いいたします。

2.募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社札幌ドーム（以下「当社」といいます。）が企画・実施する募集型企画旅行であり、お客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、本旅行条件書、Web サイトに掲載する旅行内容、確定書面および当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

3.旅行企画・実施

会社名：株式会社札幌ドーム

北海道知事登録旅行業 第 2-9 3 5 号

所在地：北海道札幌市豊平区羊ケ丘 1 番地

総合旅行業務取扱管理者：阿部晃士

電話番号：011-850-1000

一般社団法人 日本旅行業協会正会員

4.お申込み方法

当社は、インターネット等による契約の予約を受け付けます。

当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。

5.契約成立時期

当社がお申込みを承諾し、申込金または旅行代金を受領した時点で契約が成立します。また Web サイトお申込みに際し、クレジットカード利用等の通信契約の場合は当社が承諾の通知を発した時に成立します。

（支払方法）

クレジットカード

その他当社指定の方法

6.契約書面・確定書面の交付

「契約書面」とは Web サイトに掲載した募集型企画旅行の旅行日程、旅行サービスの内容、

旅行代金その他の旅行条件及び本募集型企画旅行取引条件説明書をいいます。「確定書面」については Web サイトで掲示する「日程表」のことをいいます。

7.旅行代金

旅行代金の額は、募集型企画旅行の Web サイトに記載します。

旅行代金には原則として次の費用が含まれます。

宿泊料金

朝食・夕食等の食事代（設定がある場合）

行程表に記載された運送機関の運賃・料金・入場券・観戦券等

添乗員経費（同行する場合）

消費税等諸税（ただし宿泊税、入湯税は含まない）

サービス料金

上記以外の費用は旅行代金に含まれません。

8.契約内容の変更

お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供（遅延、目的地空港の変更等）その他当社に關与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の關与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由を説明いたします。

9.お客様の交代

お客様の交替は受け付けておりません。また、お名前の訂正についても一旦予約したツアーの取り消しの後、再度新規でご予約となります。

10.旅行契約の解除

お客様から企画料金又は取消料をいただく場合

お客様は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って、旅行契約を解除することができます。取消料については旅行ごとに別途表示します。

お客様のご都合により旅行サービスの一部を受領されず、又は途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しはいたしません。

お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく、契約を解除することができます。

- ・ 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更
- ・ 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます） その他の旅行の目的地の変更
- ・ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです）
- ・ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更
- ・ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港（出発空港）又は旅行終了地たる空港（帰着空港）の異なる便への変更
- ・ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
- ・ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます）
- ・ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
- ・ 契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更

11.添乗員・旅程管理

当社は、お客様のご依頼により原則として下記の添乗サービス料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供いたします。なお、添乗サービス料金とは別に、添乗員が同行するために必要な交通費、宿泊費等の実費を別途申し受けます。

添乗サービス料金（添乗員1名1日あたり）：30,000円

添乗員の業務は、原則として8時から20時とさせていただきます。

添乗員が同行しない場合、旅行サービスの提供を受けるための手続きは、お客様ご自身で行っていただく場合があります。

12.当社の責任

当社は、当社又は当社の手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、当該損害を賠償します。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。

お客様が、以下に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当該損害を賠償する責任を負うものではありません。

- ・ 運送、宿泊機関等の事故、火災により発生する損害

・運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

・官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止

・自由行動中の事故

・食中毒

・盗難

・運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮

13.お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。

お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

14.特別保障

当社は、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、当社旅行業約款特別補償規程により、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。

死亡補償金：1500 万円

入院見舞金：2～20 万円（入院日数による）

通院見舞金：1～5 万円（通院日数が3日以上となったとき）

携行品損害補償金：お客様1名につき～15 万円を限度

（但し、補償対象品1個又は1対あたり10 万円を限度とします。）

当該旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「旅行参加中」とはいたしません。

15.旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金

を支払います。但し、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約について支払われる変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

変更補償金の支払いが必要となる変更1件あたりの率(%)

旅行開始日前日までに通知した場合/旅行開始日以降に通知した場合

①契約書面又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 1.5/3.0

②契約書面又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他旅行目的地の変更 1.0/2.0

③契約書面又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 1.0/2.0

④契約書面又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名（等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合を除きます）の変更 1.0/2.0

⑤契約書面又は確定書面に記載した旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更 1.0/2.0

⑥契約書面又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更 1.0/2.0

⑦契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は会社名の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。） 1.0/2.0

⑧契約書面又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他客室の条件の変更 1.0/2.0

注1：1件とは、運送機関の場合1乗車毎に、その他サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注2：④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注3：③④に掲げる運送機関が宿泊施設の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注4：④運送機関の会社名の変更⑦宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注5：④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注6：⑦宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のWebサイトで閲覧に供しているリストによります。

*以下に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金は支払いません。

a 天災地変 b 戦乱 c 暴動 d 官公署の命令 e 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 f 当初の運行計画によらない運送サービスの提供 g 旅行参加者の生命又は安全確保の

ため必要な措置 h お客様のお申し出による変更

16.国内旅行保険への加入

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客さまご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

17.個人情報の取扱いについて

当社は、旅行お申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報の利用目的について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要なものについては各コース等に記載されています）の提供する旅行サービスの手配及びこれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、又は当社の契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内でお客様の個人情報を利用させていただきます。

その他の目的で利用する場合は、別途ご案内の上承諾をいただきます。

詳細は当社「個人情報保護方針」によります。

18.約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部に定めるところによります。

19.基準日

本旅行条件は 2026 年 8 月 1 日現在を基準日としています。